

二弁平成29年人第2783号
2018年(平成30年)3月1日

渋谷区
区 長 殿

第二東京弁護士会
会 長 伊 東 卓

要 望 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏外6名からの人権救済申立事件について、貴区に対し、下記のとおり要望します。

要 望 の 趣 旨

貴区にあっては、ホームレス支援団体の活動に制限が及ぶことが予想される措置を行う際には、ホームレスの生存権に及ぶ支障が最小となるよう、これらの支援団体と事前に十分な協議を行うことを要望する。

要 望 の 理 由

1 認定した事実の概要

平成24年6月11日当時、渋谷区立美竹公園には、10数個のテント・小屋が存在し、ホームレスが寝泊りの場所としており、申立人Bは、平成10年ころより約14年間にわたり毎週土曜日に共同炊事(炊き出し)を行い、ホームレスの支援を行っていた。また、渋谷区役所人工地盤下駐車場も、深夜から早朝にかけての時間帯のみホームレスが寝泊りの場所としており、申立人Cは、平成16年ころより約8年間にわたり毎週金曜日に本件駐車場で炊き出し等のホームレスの支援活動を行っていた。

上記の申立人Bや申立人Cによる炊き出しの事実について、相手方は、平成24年6月11日当時、認識を有していた。

平成24年6月11日午前6時半ころ、相手方は、「災害時の一時集合場所とするための整備工事」を名目として、本件公園のフェンスを閉鎖し、警

備員らを用いて本件公園への出入りを制限したため、同日の閉鎖以降平成24年12月まで、申立人Bは、毎週土曜日の共同炊き出しを本件公園で行うことができなくなった。

また、同日朝、相手方は、本件駐車場で寝泊りをするホームレスが同所を退出した後、申立人Cに事前に告知することなく、工事を名目に本件駐車場を閉鎖したため、申立人Cは、毎週金曜日の炊き出し等のホームレスへの支援活動を、本件駐車場内で行うことができなくなった（ただし、炊き出しは、本件駐車場に隣接した歩道部分で行われた。）。

平成24年7月30日、相手方は、行政代執行により、申立人Bの荷物等を置いた倉庫を本件公園から撤去した。

平成24年9月26日、本件駐車場の上部（人工地盤上部）の工事が終了したが（ただし、敷地内のオブジェなどの工事は同年11月ころまで続いた。）、同日以降、相手方は、本件駐車場を夜間・休日は閉鎖する扱いとした。

平成24年10月1日、本件公園の工事が終了し、相手方は、平成24年10月10日、本件公園の利用の禁止を解除したが、利用時間を午前8時30分から午後10時30分とし、それ以外の時間帯は公園を閉鎖する扱いとした。

2 判断

ホームレスが食事を得て、人間関係を形成し、生活に必要な情報を取得するなど、生きるための支援を提供する活動は、ホームレスにとって、その生活を憲法25条の保障する健康で文化的な最低限度の生活にわずかなりとも近づけ、代替設備としての「住居」を実質化するものであるといえる。そして、当該支援活動の場として公共施設が利用されている場合、憲法25条、ホームレス自立支援法11条、国際人権規約（社会権規約）11条1項等の趣旨に照らせば、行政の行為が当該支援活動の制限を伴う場合、ホームレスの生存権保護の観点から、支援団体との間で協議を行うなどの一定の配慮を払うことが求められるというべきである。

申立人B及び申立人Cが本件駐車場及び本件公園で行っていた炊き出し（食事の提供や「共同炊事」）や生活相談などの支援活動は、ホームレスが食事を得、人間関係を形成し、生活に必要な情報を取得するための場として機能していた。

相手方は、申立人B及び申立人Cの支援活動を事実上黙認するに等しい状

況を継続してきたにもかかわらず、申立人B及び申立人Cする予告や事前の協議等を何ら行うことなく突然に、本件駐車場及び本件公園の一斉閉鎖を決行し、その後も、申立人Bら話し合いの申し出を受けてもこれに応じることはなかった。

本件一斉閉鎖によって、申立人B、本件公園内で毎週土曜日に行っていた共同炊事を約半年間中断することを余儀なくされた。また、申立人Cは、本件駐車場で8年間にわたり毎週金曜日に行っていた炊き出し等ができなくなり、以後、本件駐車場前で配食のみを行うようになり、コーヒーなどの飲料の配布を取りやめ、相談活動の規模を縮小せざるを得なくなった。

かかる経過に照らすと、相手方が本件一斉閉鎖を実施するにあたり、申立人B及び申立人Cの支援活動に対して配慮を払ったと認めることはできない。

もっとも、当該公共施設で支援活動が行われなければならない必要性は、居住権保護の要請に比べれば相対的であることから、支援活動に対する制限を住居からの強制立退きと同視することは困難である。また、申立人B及び申立人Cは、支援活動の中断や、活動場所の変更及び活動規模の縮小等を余儀なくされたものの、現在も本件駐車場及び本件公園付近での支援活動を事実上継続しており（もちろん両団体が努力と信念を貫いて得られた結果であろうが）、相手方によって支援活動を完全に封じられたというものではない。

以上より、ホームレス支援団体の活動を制約した相手方の行為は、法的に違法とまでは言えないものの、ホームレスの生存権保護の観点からは、相手方には支援団体と協議するなど一定の配慮を払うことが社会的・道義的見地から求められていたというべきである。よって、前記のとおり要望する。

以 上